

第1回 京都府教員等の資質の向上に関する協議会

日時 平成29年7月6日(木)

午後3時～同5時

会場 京都府総合教育センター

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 説 明

(1) 教育公務員特例法改正の概要について

(2) 教員等の資質の向上に関する指標の策定に関する指針(文科省告示)の概要について

(3) 今後のスケジュールについて

5 協 議

(1) 協議会の設置要綱について

(2) 教員等の資質の向上に関する指標の枠組みについて

(3) 求める教員像について

6 閉 会

第2回 京都府教員等の資質の向上に関する協議会について

日時 平成29年9月4日(月) 午後2時から同4時まで

会場 ルビノ京都堀川

委員名簿

委 員		所 属 ・ 職 名	氏 名
1	京都府教育委員会	管理部長	西村 文則
2	京都教育大学	教職キャリア高度化センター長	植山 俊宏
3	佛教大学	教授	原 清治
4	京都地区大学教職課程協議会	京都学園大学 准教授	池田 恭浩
5	京都府市町村教育委員会連合会	京田辺市教育委員会 教育長	山口 恭一
6	京都府小学校校長会	大山崎町立第二大山崎小学校 校長	野田 豊
7	京都府中学校校長会	与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校 校長	中垣 ますみ
8	京都府立高等学校校長会	府立鳥羽高等学校 校長	山埜 茂彦
9	京都府立特別支援学校校長会	府立向日が丘支援学校 校長	平岡 克也
10	京都府PTA協議会	理事	奥西 敦子

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(答申のポイント)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方法が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実感を体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

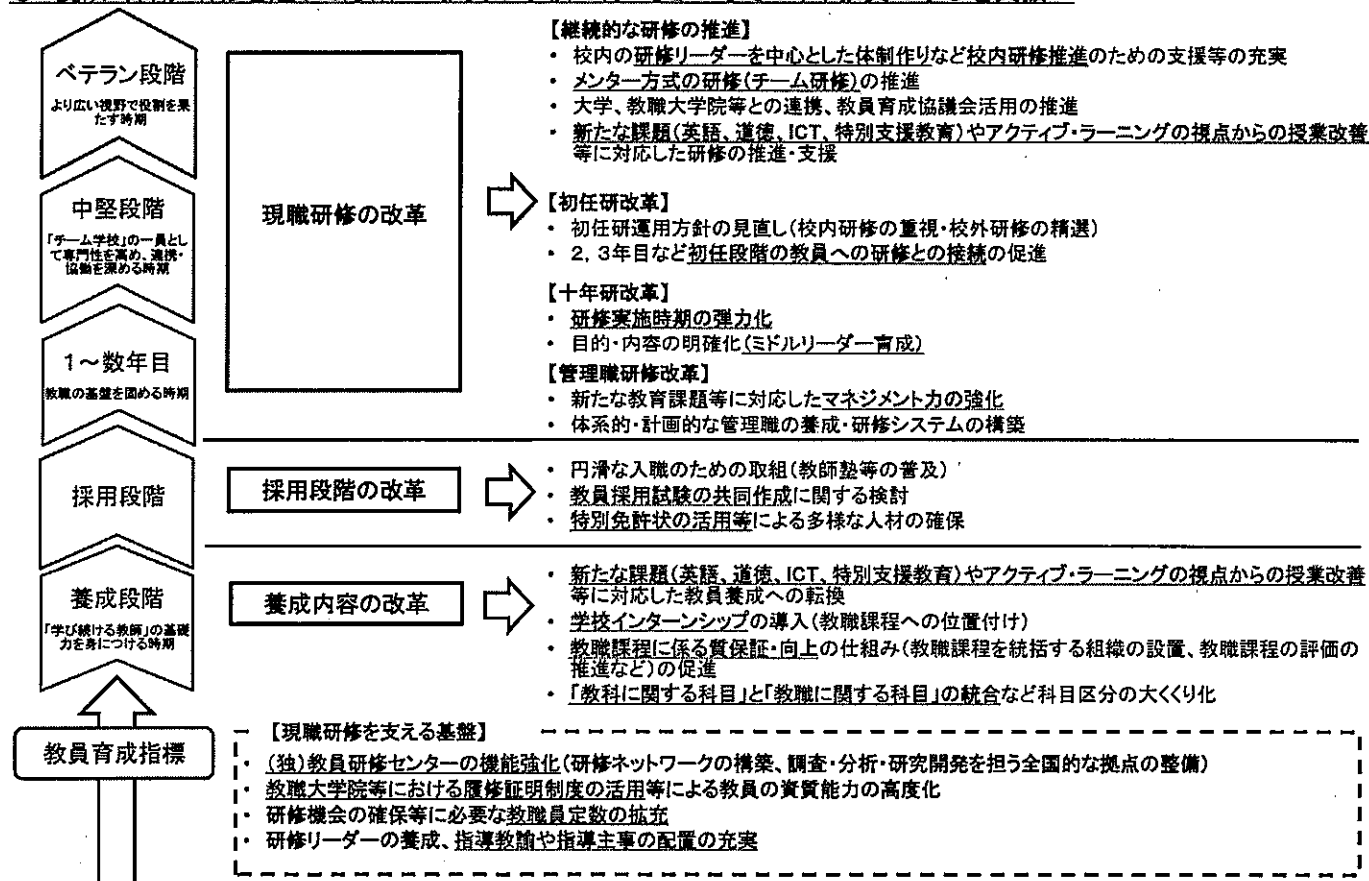
【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

○養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

教育公務員特例法の一部改正関係

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 新設

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標	新設
-----------------------	----

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

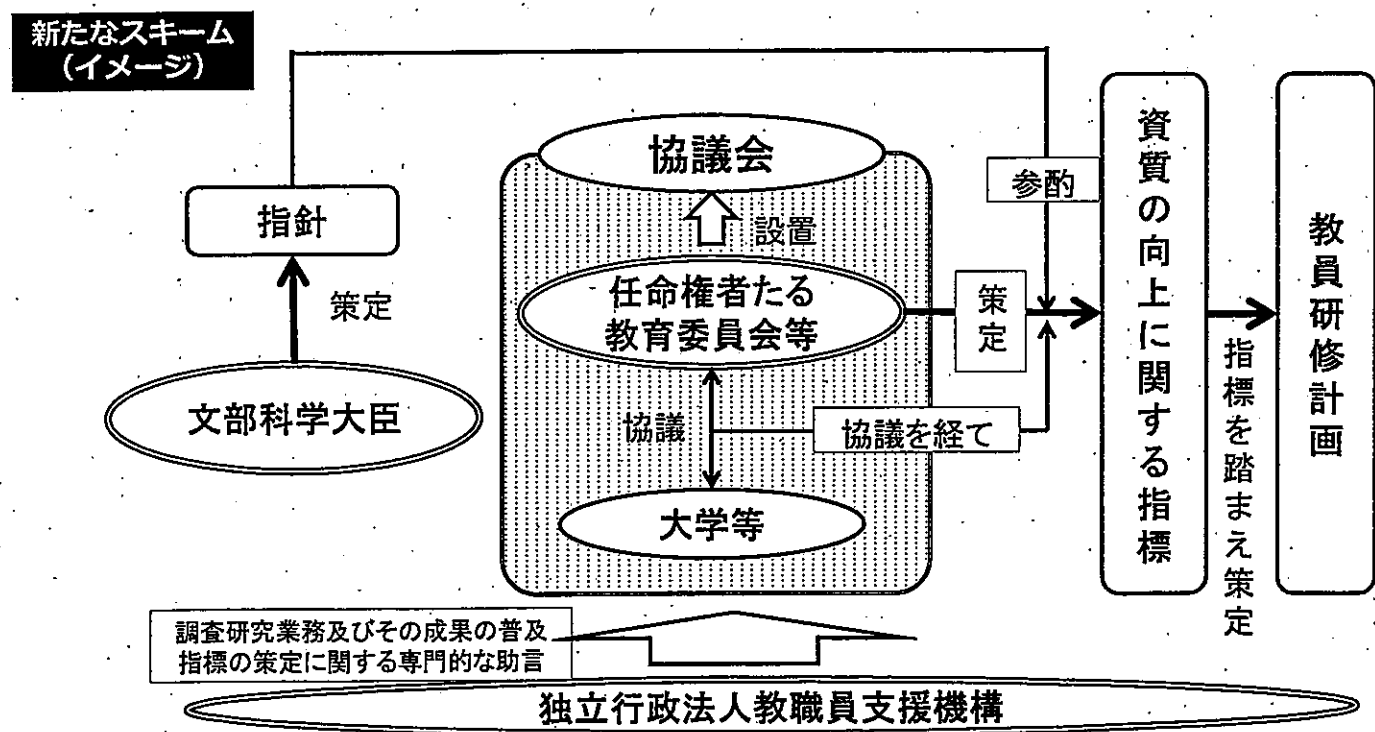
教員研修計画	新設
--------	----

教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下「任命権者実施研修」という)に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

協議会

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。



指標の策定に関する指針（平成29年文部科学省告示第55号） 概要

一 背景及び趣旨（P1～P3）

（背景） ○教員の大量退職・大量採用の影響により、年齢構成の不均衡が生じている。 ○グローバル化や情報化の進展等、社会の急速な変化を踏まえた新しい学習指導要領等の趣旨を実現するための教員の資質の向上に向けた環境を整えることが不可欠である。 （趣旨） ○教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化する。 ○指標は、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であることの前提の下、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なものである必要がある。	
--	--

二 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する基本的な事項（P4～P9）

1 基本理念	○大学における教員養成の状況を踏まえる。 ○中長期的視点から教員等を育成する観点を重視する。 ○関連法令、特に学習指導要領等の理念及び趣旨を十分に踏まえなければならない。 ○それぞれの学校種の特性や児童等の発達の段階や特性等を踏まえ、教員等に必要とされる資質の向上を図る。
2 踏まえるべき基本的な視点	資質の向上を図るに当たっては、以下の（１）から（５）までの視点を踏まえる必要がある。 （１） 社会変化の視点 （２） 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点 （３） 家庭・地域との連携・協働の視点 （４） 各教員等の成長の視点 （５） 学校組織の改善の視点

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項（P9～P13）

1 学校種・教員等の職等の範囲	公立の小学校等の範囲
	教員等の範囲
	指標の策定に際して
	○複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。 ○複数の職について共通の指標を策定することが可能である。 ○校長については、個別の指標を策定することを検討するなど他の職とは明確に区別できるよう留意する必要がある。 ○特別支援学級や通級による指導の担当教諭については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、個別の指標を策定することや、特に必要な事項について留意事項を付すこと等の取扱いも考えられる。 ○教員等のキャリアパスは単一のものではないため、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。

2 成長段階の設定	○学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。 ○必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第1の段階として設ける。 ○その他の段階は、各地域における教員等の年齢構成や経験年数の状況等といった地域の実情に応じ、必ずしも経験年数のみに着目しない設定が考えられる。
3 指標の内容を定める際の観点	(1) 教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項 (2) 教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項 (3) 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項 (4) 幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項 (5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項 (6) 学校運営に関する事項 (7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項 以上の事項を中心としつつも、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。
4 その他	各地域の実情を踏まえ、必要に応じて教科等ごとの指標を策定することが可能である。

四 その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項（P13～P17）

1 指標の策定に当たって必要とされる手続	○協議会における協議をあらかじめ経る必要がある。 ○協議会では指標に基づく教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議も行う。 ○協議会における協議を通じて、その地域における課題や学校現場の状況を指標の内容に反映させることが重要である。 ○新規採用の教員に対して任命権者が求める資質については、大学が行う教員養成の目標かつ、教員等の任命権者が行う資質の向上の前提となるものである。 ○国が策定する「教職課程コアカリキュラム」の内容や大学における教員養成の実態を踏まえ、十分議論を尽くすことが重要である。 ○独立行政法人教職員支援機構が指標の策定に関する専門的な助言を行うこととなっており、必要に応じてこれを有効に活用することが考えられる。
2 推進体制の整備及び指標の改善等	推進体制 指標の改善及び更新 他の計画等との関係

京都府教員等の資質の向上に関する協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5の規定により、法第22条の3に規定する校長及び教員（以下「教員等」という。）としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定等に関する協議を行うため、京都府教員等の資質の向上に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 指標の策定又は変更に関する事項
- (2) 指標に基づく教員等の資質の向上に関する事項
- (3) 教員等の養成、採用及び研修に関する事項

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 京都府教育委員会
- (2) 法第22条の5第2項第2号に規定する者
- (3) 京都地区大学教職課程協議会
- (4) 京都府市町村教育委員会連合会
- (5) 京都府小学校校長会
- (6) 京都府中学校長会
- (7) 京都府立高等学校長会
- (8) 京都府立特別支援学校長会
- (9) 京都府PTA協議会

（運営）

第4条 協議会に委員長を置き、委員長は京都府教育委員会の代表をもって充てる。
2 委員長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、京都府教育庁管理部教職員人事課において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

指標の枠組について

1 校種及び職種

(1) 校種

- ☐義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校）
- ☐高等学校
- ☐特別支援学校（特別支援学級担任を含む）

(2) 職種

- ☐校長
- ☐教諭（副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師等を含む）
- ☐養護教諭（養護助教諭を含む）
- ☐栄養教諭

〈参考〉

	校長	教諭	養護教諭	栄養教諭
義務教育諸学校	○	○	○	○
高等学校		○		
特別支援学校		○		

2 成長段階の設定

- ☐ステージ0 着任時
- ☐ステージ1 初任期（1年目～6年目）
- ☐ステージ2 中堅期（7年目～12年目）
- ☐ステージ3 充実期（13年目～）
- ☐ステージ4-1 熟練期
- ☐ステージ4-2 管理職

3 指標を定める際の観点（別紙参照）

- ☐基本的資質・能力
- ☐人権
- ☐学習指導
- ☐生徒指導
- ☐マネジメント
- ☐チーム学校
- ☐伝統文化・グローバル

京都府の観点		文部科学省指針の観点	
基本的資質・能力	責任感、コンプライアンス意識 社会性、人間性 高度情報化等の社会変化への対応 自己研鑽	(1)	教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。）
	人権尊重 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	(2)	教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項（各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む。）
学習指導	教育課程の実践 カリキュラム・マネジメント 指導方法、指導技術 ICT活用 学習評価	(3)	学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
	学級経営 児童生徒理解 児童生徒指導 教育相談、カウンセリング 情報モラル 進路指導、キャリア教育	(4)	幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項（いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。）
マネジメント	学校運営への関わり 効率的な業務の遂行（働き方改革への取組） 学校安全、危機管理	(5)	特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項（障害のある幼児、児童及び生徒への指導に関する事項を含む。）
	他の教職員との連携・協働 家庭や地域との連携・協働 関係機関や多様な人材との連携・協働 人材育成への関わり	(6)	学校運営に関する事項（学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。）
伝統文化 グローバル	京都の伝統文化の理解と発信 コミュニケーション能力の育成	(7)	他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項（若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。）

別紙 2

	ステージ0 着任時	ステージ1 初任期 1年目～6年目	ステージ2 中堅期 7年目～12年目	ステージ3 充実期 13年目～	ステージ4-1		ステージ4-2	
					熟練期	管理職		
基本的資質・能力	責任感、コンプライアンス意識 社会性、人間性 高度情報化等の社会変化への対応 自己研鑽							
人権	人権尊重 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導							
学習指導	教育課程の実践 カリキュラム・マネジメント 指導方法、指導技術 ICT活用 学習評価							
生徒指導	学級経営 児童生徒理解 児童生徒指導 教育相談、カウンセリング 情報モラル 進路指導、キャリア教育							
マネジメント	学校運営への関わり 効率的な業務の遂行（働き方改革への取組） 学校安全、危機管理							
チーム学校	他の教職員との連携・協働 家庭や地域との連携・協働 関係機関や多様な人材との連携・協働 人材育成への関わり							
伝統文化 グローバル	京都の伝統文化の理解と発信 コミュニケーション能力の育成							

京都府の求める教員像について

【観点】

使命感・責任感

教育の目的と目標の理解
教職に対する使命感・情熱
教育公務員としての自覚と責任感
教員として学び続けようとする姿勢

教員としての素養

教育に関する社会的・制度的事項の理解
現在の教育的課題についての的確な把握
児童生徒に対する教育的愛情

専門性

児童生徒の成長・発達についての理解
職種や教科等に関する専門的知識・技能
専門的知識・技能を活用するための思考力・判断力
教科等に関する授業力・指導力
さまざまな課題に的確に対応する力

豊かな人間性・社会性

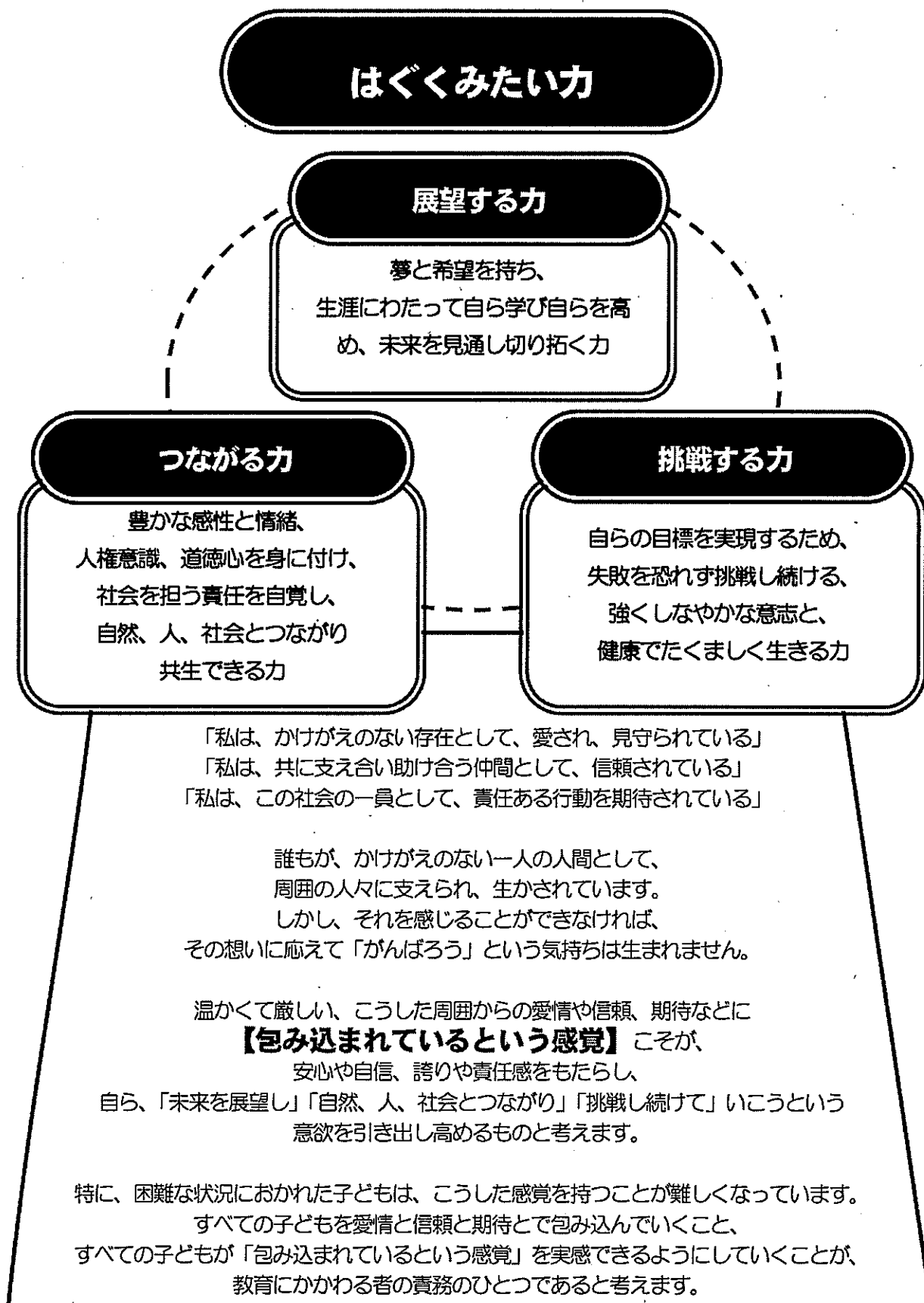
社会的良識、協調性
児童生徒から慕われる人間的魅力
コミュニケーション能力
人権意識
道徳心

【振興プラン】

※ 次頁参照

教育が果たすべき役割は、一人一人が自立的に社会に参画し、人権尊重を基盤として共に支え合いながら、地域社会の一員としての役割を果たすために必要な「力」を養うことです。

「目指す人間像」に向けた人づくりのため、これまで「生きる力」「知・徳・体」として表現されていた概念を、次のように3つの「はぐくみたい力」としてより具体的にあらわし、これら3つの力の調和を大切にした教育を進めます。



■ 京都学園大学における教員養成の理念と方針

間もなく半世紀の歴史を刻もうとしている本学は、開学当初より教職課程を設置し、中等教育の教員養成に関わってきた。学問的な知識を豊かにそなえ、同時に若い世代の成長を支援する人間的な成熟度に満ちた学校教員の養成は、人材育成という大学の社会貢献の有意義不可欠の部分といえる。

本学がとくにめざすのは、知的な専門性と指導力に富み、地域に根ざした教育環境の向上に寄与する教員の養成である。そのために、学生に対する徹底した実践的指導と厳正な成績評価を心がけている。教育実習以前の段階で履修者が厳選され、教育者としての適性に富んだ学生にメンバーが絞られていくことが、本学の教職課程の特徴である。履修者には深く広い専門知識、そして青少年の心身の発達に即した濃やかな指導性を獲得するという、高い達成目標を課している。

近年、中央教育審議会教員養成部会による大学の教職課程認定の厳格化が進められている。とりわけ学科の目的、性格および教育課程と、認定を受けようとする免許状との相当関係が厳正に問われるようになった。平成 27(2015)年度に大幅に学部学科を改組した本学は、そうした政策指針に鑑み、新体制の発足を機に思い切った教職課程の改造を行った。

すなわち、課程全体の規模縮小を恐れず、教員組織とカリキュラムが充実し、質の高い教員養成が期待される学科のみに教職課程を限定する方針を立て、専門課程の教育内容が免許教科と緊密に連結し、かつ教員が教員養成の意義と役割を自覚して教職指導に励む態勢を整えている学科を慎重に選定した。こうした、「選択と集中」の決断によって、それまで9学科にわたって置かれていた教職課程は以下の5学科にしばられ、取得可能な免許教科も精選されたのである。

学部・学科		免許教科	
人文学部	歴史文化学科	中学1種・社会	高校1種・地理歴史
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科		高校1種・理科
	バイオ環境デザイン学科	中学1種・理科	高校1種・理科
	食農学科		高校1種・農業
健康医療学部	健康スポーツ学科	中学1種・保健体育	高校1種・保健体育

■ 教員養成にかかわ

る各学科の目標

◇人文学部 歴史文化学科

当学科の「広い視野を持って国際的に活躍でき」かつ「日本の伝統文化を深

く理解している」人材を育成するという教育理念は、そのまま本学科が養成する教員の人物像に重なっている。

世界を視野に入れつつ日本史を主軸に学習と研究を進め、史料の収集・読解能力と合理的な思考方法を習得するとともに、フィールドワークも重視し、京都文化についても学びを深めようという本学科の教育目標は、学習指導要領が求めるような、「社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させる」社会科、地理歴史科、公民科系の教員の務めとつながっている。

学科における学習の幅を、歴史資料に止まらず、わが国や世界の成り立ちや地域構成、あるいは今日の社会を支える政治や経済のシステムを理解する上で有効な地図や統計など各種資料にまで広げることで、それらの材料から必要な情報を読み取り、社会的な事象の意味、意義を解釈し、さらに事象の特色や事象間の関連を説明する力、端的に言えば社会を観察し分析する力を備えた教育者の育成に努めたい。

◇バイオ環境学部 バイオサイエンス学科

バイオサイエンス学科は、生物の機能を利用した安全・安心な「モノ作り」を目指すとともに、環境修復や保全の視点を加えたバイオサイエンスを追求する学科として設置された。環境にやさしいバイオサイエンス・バイオテクノロジーを学び、直面する課題に的確に対処できる総合的な判断力を備え、環境と人々の健康に貢献できる「バイオ技術者」の養成を目的としている。

「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探求する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然感を育成する」ことを目標とする高等学校理科の学習指導要領では、観察や実験から自然の事物・現象について分析的、総合的に考察でき、科学的な見方や考え方ができる生徒を指導する教員が求められている。当学科では、バイオサイエンスの先進的な領域を理論と実験の両面から深く学ばせることで、そういった要請に応える人材育成を行なっている。

さらにバイオサイエンス学科では、動物、植物、昆虫、微生物など生物の機能を解明し、社会の発展に活かすとともに、その中で生命の尊さ・自然環境の保全の大切さについても知識を深めている。このような学修を通して、科学技術の発展と環境問題の解決の両方に貢献できる高等学校理科教員を輩出したい。

◇バイオ環境学部 バイオ環境デザイン学科

バイオ環境デザイン学科は、これまで都市化・工業化の指向のもとに計画・デザインされてきた地域環境を、バイオ環境の視点から Re-デザインする学科として設置された。バイオ技術を検証・活用して、新たな地域環境をバイオ環境としてデザインする「バイオ環境デザイナー」を養成することを目的としている。

平成 20 年に公表された中学校理科の学習指導要領案には、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること」との文言がある。しかし現状では、環境問題を専門とする人材が中等教育教員免許を取得するのは容易ではない。当学科はそうした状況に抗して、中学高校の理科一種免許取得課程を開設している。

バイオ環境デザイン学科の中心的な学問分野は、農学、理学、工学を中心とした環境学である。本学が立地する亀岡市は大都市の郊外にありながら、極めて豊かで特徴的な自然環境が現存している。里山など、人間が古来より自然と共生してきたかたちが残し、資源循環型のまちづくりが目指されている。こうした、大学が立地する地域そのものが豊かな教材となっている利点を活かし、学校教育の世界で働く人材養成に成果を挙げたいと願っている。

◇バイオ環境学部 食農学科

食農学科における教員養成の理念は、当学部の設置理念である「人と多様な生き物が共生できる環境(＝バイオ環境)の実現」を、農業教育を通してめざす教員を育てることにある。

経済のグローバル化に対抗する日本農業への変革、人々の食に対するさまざまな関心の高まりと情報の氾濫、農業の果たす環境保全の役割の再評価など、食と農を取り巻く状況と意識はいま大きく変わろうとしている。この状況の下、食と農を横断的に理解し、バイオサイエンスのミクロな視点と環境学のマクロな視点を同時に備えた人材が農業教育に関わることの意義は深く、そうした教員の養成は、当学科が社会に対して大きく貢献できる部分のひとつである。

このため当学科では、バイオサイエンスと環境学、農学についての知識を教授することに加え、「農業の6次産業化」への貢献を目的とした新種苗開発センターと食品開発センターでの活動を軸に、農業生産や農産加工、発酵醸造について実践的な教育を進めている。さらに京都府屈指の農業地帯である京都丹波の地域の人々との協業を通じて、知識と技術に加え、高いヒューマンスキルをあわせ持った人材を育成し、教科の目的である「持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度」(高等学校学習指導要領解説農業編)を体現する教員の輩出を願っている。

◇健康医療学部 健康スポーツ学科

人々の健康生活の実現と健康寿命の延伸に貢献する人材の養成をめざす健康スポーツ学科は、生涯にわたる人の心身の健康とその生活支援のあり方を研究し、保健医療の知識と実践的スキルを重視した教育を行うことを志している。学生は、健康医学、健康科学、身体運動科学、スポーツ社会学等の幅広い学問分野を融合した教育課程を通して、年齢や健康度のさまざまに異なる人びとの心身の健康と生活の諸課題に適切に対処する力、すなわち、人びとが健やかに生きるための方策を、科学的な根拠に基づいて学修することとなる。

「生きる力」を育むことを掲げる現行の学習指導要領では、学校教育を通して、確かな学力、豊かな心とともに、それらと調和した「健やかな体」を養うことの意義が強調されている。本学科を卒業した者たちが、その成果である知識とスキルをもとに年少の中学生・高等学校生を教育指導し、発育発達途上に位置する彼らの習慣的に必要な運動や、健康・安全についての正しい理解と自ら運動を実践する体力と技能の向上を助成し、生涯を通して運動に親しむ資質や習慣を培う役割を果たすならば、それこそまさに本学科の実践的な人材育成の企図に合致するものといえる。

■ 各年次における目標達成計画(免許教科別)

[中学社会]

1年次	前期	広い視野に立って日本及び世界の諸地域の地域的特色に関心を持ち、地理的な見方や考え方の基礎を養う。 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、熱意をもって教職の学習に取り組もうとする。 教育に関わる基礎的・基本的な事柄を理解し、現状と比較しながら学習を進めることができる。 教科等の知識や技能について自ら課題を見つけ、自主的に取り組もうとする。
	後期	日本や世界の諸地域について、環境条件や人間の営みなどに関連付けて考えることができる。またそれらを通じて、地域的特色や地域の課題を理解することができる。 学校の組織や仕組みを知り、その中で協力して教育に取り組もうとする姿勢を持つ。 生徒の成長や発達、心身の状況についての理解を進め、公平で受容的な態度で生徒と接することができる。 自分が学んだ内容を、授業として扱うことを前提に教材研究として進めることができる。

2年次	前期	歴史的事象に対する関心を高め、日本の歴史の大きな流れを各時代の特色を踏まえて理解する。 他のものと連携・協力して課題を解決しようとする姿勢を持つ。 気軽に生徒と顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができる。 教科書の内容を理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てることができる。
	後期	日本と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを理解し、国際関係や文化交流について考えることができる。 挨拶や服装、言葉づかい、他の者に対する接し方など、社会人としての基本が身についている。 社会状況や時代の変化に伴い生じる新たな課題や生徒の変化を、進んで捉えようとする姿勢を持っている。 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項(教科等の知識や技能など)を身につけている。
3年次	前期	他民族の文化、生活などに関心を持ち、国際協調の精神を養う。また、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題について、自ら考えることができる。 生徒の成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。 気軽に生徒と顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができる。 自ら主体的に教材研究を行なうとともに、それを活かした学習指導案を作成することができる。
	後期	身近な地域の歴史学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を考察し、適切に表現することができる。 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に生徒から学び、共に成長しようとする姿勢が身についている。 生徒の特性や心身の状況を把握した上で、学級や集団を考えようとする姿勢を持っている。 板書や発問、的確な話し方など、基本的な授業技術を身につけるとともに、生徒の反応を見ながら授業を行なうことができる。
4年次	前期	自ら課題を考え、論理的にその課題に取り組むことができる。 生徒に公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行なうことができる。 生徒の発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行なうことができる。 板書、話し方、表情など、授業を行なう上での基本的な表現力を身につけている。 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができる。
	後期	高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。 生徒との間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行なうことができる。 生徒の反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。